

「投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則」の一部改正

平成 23 年 12 月 8 日
(下線部分変更箇所)

新	旧
投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則	投資信託財産の評価及び計理等に関する規則に関する細則
第 1 条～第 15 条 (略)	第 1 条～第 15 条 (同 左)
別紙様式第 1 号	別紙様式第 1 号
<p>配当等収益額計算書</p> <p>(1) 分配可能額計算書 (表 略)</p> <p>(2) 親ファンドの配当等収益額計算書 (表 略)</p> <p>(3) 子ファンドの収益調整金相当額計算書 (表 略)</p>	<p>配当等収益額計算書</p> <p>(1) 分配可能額計算書 (同 左)</p> <p>(2) 親ファンドの配当等収益額計算書 (同 左)</p> <p>(3) 子ファンドの収益調整金相当額計算書 (同 左)</p>
<p>記載上の注意</p> <p>1. 分配可能額計算書</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 当ファンド <u>(追加型投資信託を除く。以下本号及び次号について同じ。)</u> の配当等収益額は、当ファンドが当該計算期間中に計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」の合計額から「支払利息」を控除した額を計上すること。</p> <p>(3) 経費は、<u>当ファンド</u>が当該計算期間中に計上した「信託報酬」及び「その他費用」の合計額を計上すること。<u>ただし、受益者の解約時に実績報酬（基準価額の水準により定められる信託報酬をいう。）を徴収するファンドにあっては、当該実績報酬を含めないこと。</u></p> <p style="text-align: center;">(以下略)</p>	<p>記載上の注意</p> <p>1. 分配可能額計算書</p> <p>(1) (同 左)</p> <p>(2) 当ファンドの配当等収益額は、当ファンドが当該計算期間中に計上した「受取配当金」、「配当株式」、「受取利息」及び「その他収益金」の合計額から「支払利息」を控除した額を計上すること。<u>ただし、追加型投資信託においては当該配当等収益は計上しない。</u></p> <p>(3) 経費は、<u>当該子ファンド</u>が当該計算期間中に計上した「信託報酬」及び「その他の諸経費」の合計額を計上すること。<u>ただし、追加型投資信託においては当該経費は計上しない。</u></p> <p style="text-align: center;">(同 左)</p>
<p>附則</p> <p>この改正は、平成 24 年 7 月 1 日から実施するものとし、実施日以降新たに設定する証券投資信託より適用するものとする。ただし、実施日前に設定した証券投資信託について、改正後の規定を適用することを妨げない。</p>	